

韓国障害者差別禁止法並びに同施行令（抜粋）

DPI 日本会議

I. 障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律（50 条）（崔榮繁仮訳）

第 1 章 総 則

第 1 条（目的）

この法は、すべての生活領域で障害を理由とした差別を禁止し、障害を理由に差別を受けた人の権益を効果的に救済することにより、障害者の完全な社会参加と平等権の実現を通じて、人間としての尊厳と価値を具現することを目的とする。

第 2 条（障害と障害者）

①この法で禁止する差別行為の事由となる障害とは、身体的・精神的損傷又は機能喪失が長期間にわたって個人の日常又は社会生活に相当な制約を招く状態をいう。

②障害者とは、第 1 項による障害がある人をいう。

第 3 条（用語の定義）

①この法で使用する用語の定義は次の通りである。

1. “広告”とは、「表示・広告の公正化に関する法律」第 2 条第 1 号及び第 2 号の規定による表示及び広告をいう。
2. “補助犬”とは、「障害者福祉法」第 40 条に伴う障害者補助犬をいう。
3. “障害者補助器具等”とは、「障害者福祉法」第 65 条に伴う障害者補助器具、その他に障害者の活動を手助けするための自動車その他の器具をいう。その他に、障害者の活動を手助けするための自動車その他の器具についての具体的な範囲は大統領令で定めるが、「障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法」第 19 条の 2 による職業補助工学機器及び「情報格差解消に関する法律」第 9 条による情報通信機器、その他関係法令で定める内容との関係及びこの法で定める関連条項との関係等を考慮して定める。
4. “公共機関”とは、国家及び地方自治団体その他大統領令で定める公共団体をいう。
5. “使用者”とは、「労働基準法」第 15 条による事業主又は事業経営担当者その他労働者に関する事項について事業主のために行為する者をいう。

6～20 省略

第 4 条（差別行為）

①この法で禁止する差別とは、次の各号の一つに該当する場合をいう。

1. 障害者を、障害を事由に、正当な事由なしに制限・排除・分離・拒否等により不利に遇する場合
2. 障害者に対し、形式的には制限・排除・分離・拒否等により不利に遇してはいないが、正当な事由なしに、障害を考慮しない基準を適用することにより、障害者に不利な結果を

招く場合

3. 正当な事由なしに、障害者に対し、正当な便宜供与を拒否する場合。
 4. 正当な事由なしに、障害者に対する制限・排除・分離・拒否等、不利な待遇を表示・助長する広告を直接行い、或いは、そうした広告を許容・助長する場合。この場合広告は、通常、不利な待遇を助長する広告効果があるものと認められる行為を含む。
 5. 障害者を手助けするための目的で障害者を代理・同行する者（障害児童の保護者又は後見人それ以外に障害者を手助けする者であることが通常認められるものを含む。以下、この号及び関連条項で“障害者関連者”という）に対し、第1号ないし第4号の行為をする場合。この場合、障害者関連者の障害者に対する行為又はこの法で禁止する差別行為の有無の判断対象となる。
 6. 補助犬又は障害者補助器具等の正当な使用を妨害し、又は補助犬及び障害者補助器具等を対象に第4項の規定により禁止された行為をする場合。
- ②第1項第3号の“正当な便宜”とは、障害者が障害のない人と同等に、同じ活動に参画することができるようにするため、障害者の性別、障害の種別及び程度、特性等を考慮した便宜施設・設備・道具・サービス等、人的・物的諸般の手段と措置をいう。
- ③第1項の規定にもかかわらず、次の各号の一つに該当する正当な事由がある場合には、これを差別と看做さない。
1. 第1項の規定により禁止された差別行為を行わないことにおいて、過度な負担や著しく困難な事情等がある場合。
 2. 第1項の規定により禁止された差別行為が特定の職務や事業遂行の性質上、避けられない場合。この場合、特定職務や事業遂行の性質は、教育等のサービスにも適用されるものと看做す。
- ④障害者の実質的な平等権を実現し、障害者に対する差別を是正するために、この法又は他の法令等で扱っている積極的措置は、この法による差別とは看做さない。

第5条（差別判断）

- ①差別の原因が2種類以上であり、その主たる原因が障害であると認められる場合、この行為はこの法による差別と看做す。
- ②この法を適用することにおいて、差別の有無を判断するときには、障害者当事者の性別、障害の種別及び程度、特性等を十分に考慮しなければならない。

第6条（差別禁止）

何人も、障害又は過去の障害経歴又は障害があると推測されることを理由に差別をしてはならない。

第7条（自己決定権及び選択権）

- ①障害者は、自分の生活全般に関して、自分の意思により自ら選択し決定する権利を有する。
- ②障害者は、障害者ではない人と同等の選択権を保障されるための必要なサービスと情報を提供される権利を有する。

第8条（国家及び地方自治体の義務）

- ①国家及び地方自治体は、障害者及び障害者関連者に対するすべての差別を防止し、差別を受けた障害者等の権利を救済する責任があり、障害者差別を実質的に解消するためにこの

法で規定する差別是正について積極的な措置を行わなければならない。

- ②国家及び地方自治体は、障害者等に正当な便宜が供与されるように必要な技術的・行政的・財政的支援をしなければならない。

第9条（他の法律との関係）

障害を事由とした差別の禁止及び権利救済に関し、この法で規定したこと以外のことは、「国家人権委員会法」が定めるところによる。

第2章 差別禁止

第1節 雇用

第10条（差別禁止）

- ①使用者は、募集・採用・賃金及び福利厚生、教育・配置・昇進・転勤、定年・退職・解雇において、障害者を差別してはならない。
- ②「労働組合及び労働関係調整法」第2条第4項による労働組合は、障害者労働者の組合加入を拒否し、又は組合員の権利及び活動に差別をしてはならない。

第11条（正当な便宜供与義務）

- ①使用者は、障害者が該当職務を遂行することにおいて、障害者ではない人と同等の労働条件で仕事することができるよう、次の各号の正当な便宜を供与しなければならない。
1. 施設・装備の設置又は改造
 2. リハビリテーション、機能評価、治療等のための労働時間の変更又は調整
 3. 訓練の提供又は訓練における正当な便宜供与
 4. 指導マニュアル又は参考資料の変更
 5. 試験又は評価過程の改善
 6. 画面朗読・拡大、プログラム、携帯用点字ディスプレイ、拡大読書器、印刷物音声変換出力機等、障害者の補助器具の設置・運営と朗読者、手話通訳者等の補助人の配置
- ②使用者は、正当な事由なしに、障害を理由に障害者の意思に反し、他の職務に配置してはならない。
- ③使用者が第1項によって提供しなければならない正当な便宜供与の具体的な内容及び適用対象の事業場の段階的範囲等に関しては、大統領令で定める。

第12条（医学的検査の禁止）

- ①使用者は、採用以前に障害者であるかを調査するための医学的検査を実施してはならない。但し、採用以後に職務の本質上要求され、又は職務配置等のために必要な場合にはその限りではない。
- ②第1項の但し書きの規定により医学的検査を実施する場合、その費用は原則的に使用者が負担する。使用者の費用負担方式及びその支援等に関して必要な事項は、大統領令で定める。
- ③使用者は、第1項の但し書きの規定により取得した障害者の健康状態や、障害又は過去の障害の経歴等に関する個人情報をも漏洩してはならない。

第 4 章 障害者差別是正機構及び権利救済等

第 38 条（陳情）

この法で禁止する差別行為により被害を受けた人（以下、“被害者”という）又はその事実を知っている人や団体は、国家人権委員会（以下“委員会”という）にその内容を陳情することができる。

第 39 条（職権調査）

委員会は、第 38 条の陳情がない場合にもこの法で禁止する差別行為があったと信ずるに値する相当の根拠があり、その内容が重大であると認められる場合には、これを職権により調査することができる。

第 40 条（障害者差別是正小委員会）

①委員会は、この法で禁止する差別行為に対する調査と救済業務を専門に担当する障害者差別是正小委員会（以下“小委員会”という）を置く。

②小委員会の構成・業務及び運営等に関して必要な事項は、委員会の規則で定める。

第 41 条（準用規定）省略

第 42 条（勧告の通報）

委員会は、この法が禁止する差別行為で「国家人権委員会法」第 44 条の勧告をした場合、その内容を法務大臣に通報しなければならない。

第 43 条（是正命令）

①法務大臣は、この法が禁止する差別行為で「国家人権委員会法」第 44 条の勧告を受けた者が、正当な事由無しに勧告を履行せず、次の各号のどれか一つに該当する場合であってその被害の程度が深刻であり、公益に及ぼす影響が重大であると認められる場合、被害者の申請により又は職権で是正命令をすることができる。

1. 被害者が多数者である差別行為に対する勧告不履行
2. 反復的差別行為に対する勧告不履行
3. 被害者に不利益を与えるための故意の不履行
4. その他に是正命令が必要な場合

②法務大臣は、第 1 項による是正命令として、この法で禁止される差別行為を行った者（以下、“差別行為者”という）に、次の各号の措置を命ずることができる。

1. 差別行為の禁止
2. 被害の原状回復
3. 差別行為の再発禁止のための措置
4. その他に差別是正のために必要な措置

③法務大臣は、第 1 項及び第 2 項の規定による是正命令を書面にて行うが、その理由を具体的に明示し、差別行為者と被害者に各々交付しなければならない。

第 44 条（是正命令の確定）

①法務大臣の是正命令に対し不服がある関係当事者は、その命令書を送達された日から 30 日以内に行政訴訟を提起することができる。

②第 1 項の期間内に行政訴訟を提起しない時にはその是正命令は確定される。

第 45 条（是正命令の履行状況の提出要求等）

- ①法務大臣は、確定した是正命令について差別行為者にその履行状況を提出することを要求することができる。
- ②被害者は、差別行為者が確定した是正命令を履行しない場合それを法務大臣に申告することができる。

第 5 章 損害賠償、立証責任等**第 46 条（損害賠償）**

- ①何人もこの法の規定を違反し他人に損害を加えた者は、それにより被害を受けた人に対し、損害賠償責任を負う。但し、差別行為を行った者が故意又は過失がないことを証明した場合にはこの限りではない。
- ②この法の規定を違反した行為により損害が発生したことは認められるが差別行為の被害者が財産上の損害を立証することができない場合には、差別行為をした者がそれにより得た財産上の利益を、被害者が被った財産上の損害と推定される。
- ③裁判所は、第 2 項の規定にも関わらず、差別行為の被害者が被った財産上の損害額を立証するために、必要な事実を立証することが該当事実の性質上困難な場合には、弁論全体の主旨と証拠調査の結果に基づき、相当の損害額を認定することができる。

第 47 条（立証責任の配分）

- ①この法律と関連した紛争解決において、差別行為があったという事実は、差別行為を受けたと主張する者が立証しなければならない。
- ②第 1 項の規定による差別行為が、障害を理由にした差別ではなく或いは正当な事由があったという点は、差別行為を受けたと主張する者の相手方が立証しなければならない。

第 48 条（裁判所の救済措置）

- ①裁判所は、この法により禁止された差別行為に関する訴訟提起前又は訴訟提起中に、被害者の申請によって被害者に対する差別が疎明される場合、本案判決前まで差別行為の中止等、その他に適切な臨時措置を命ずることができる。
- ②裁判所は、被害者の請求により差別的行為の中止、賃金等労働条件の改善、その是正のための積極的措置等の判決をすることができる。
- ③裁判所は、差別行為の中止及び差別是正のための積極的措置が必要であると判断する場合にその履行期間を明らかにし、これを履行しないときには、遅れた期間によって一定の賠償をするよう命じることができる。この場合「民事訴訟法」第 261 条を準用する。

第 6 章 罰 則**第 49 条（差別行為）**

- ①この法で禁止した差別行為を行い、その行為が悪意であるものと認められる場合、裁判所は差別をした者に対し、3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金に処することができる。

- ②第1項での悪意とは、次の各号の事項をすべて考慮して判断しなければならない。
1. 差別の故意性
 2. 差別の持続性及び反復性
 3. 差別被害者に対する報復性
 4. 差別被害の内容及び規模
- ③法人の代表者又は個人の代理人・使用者その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関して悪意の差別行為をした時には、行為者を罰する外に、その法人又は個人に対しても第1項の罰金刑を科する。
- ④この条で定めていない罰則は「国家人権委員会法」の規定を準用する。

第50条（過料）

- ①第44条の規定によって確定された是正命令を正当な理由無しに履行しなかった者は、3千万ウォン以下の過料に処する。
- ②第1項の規定による過料は、大統領令が定めるところにより、法務大臣が賦課・徴収する。
- ③第2項の規定による過料処分に不服がある者は、その処分の告知を受けた日から30日以内に法務大臣に異議を提起することができる。
- ④第2条の規定による過料処分を受けた者が、第3項の規定により異議を提起した時には、法務大臣は遅滞なく管轄裁判所にその事実を通報しなければならない。その通報を受けた管轄裁判所は「非訟事件手続法」による過料の裁判を行う。
- ⑤第3項の規定による期間内に異議を提起せず過料を納付しない時には、国税滞納処分の例によりこれを徴収する。

II. 障害者差別禁止及び権利救済に関する法律施行令（40条）

（崔栄繁仮訳）

第1条（目的）

この令は「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」により委任された事項と、その事項に関し、必要な事項を規定することを目的とする

第5条（事業所の段階的範囲）

- ①法第11条第3項による適用対象事業所の段階的範囲は別表1のとおりである。
- ②国は「障害者雇用促進及び職業リハビリテーション法」第21条による事業主に対し、障害者を雇用するのに必要な施設及び職業補助工学機器等を支援することが出来る。

第6条（正当な便宜の内容）

法第11条第3項において、使用者が提供しなければならない正当な便宜の具体的な内容は次の各号のとおりである。

1. 職務遂行場所まで出入り可能な出入り口、スロープ、高さ調節型作業台等、施設、装備の設置又は改造

2. 職業日程の変更、出勤・帰宅時間の調整等、労働時間の変更又は調整
3. 訓練補助尽力の配置、高さ調節型机、点字資料等、障害による訓練参加の不利益を解消することが出来るバリアフリー施設
4. 障害者用作業指示書、又は作業指針書等、意思疎通手段
5. 試験時間の延長、拡大答案用紙の提供等、障害者の能力を適切に評価することが出来る補助手段

第 7 条（医学的検査の費用負担方式等）

- ①法第 12 条第 1 項の但書きに該当する医学的検査を実施することにおいて、労働者が、使用者が指定する医療機関ではない他の医療機関において検査を受ける場合、菌検査に所要される費用と結果を使用者に提出する場合、使用者はその者が指定する医療機関で検査を受ける場合に通常的に所要される金額を労働者に支給しなければならない。
- ②使用者は第 1 項により、労働者に医学的検査を受けさせる場合、労働者が医学的検査を受けるに当たり所要される時間を労働時間に認定し、又は職業日程の変更等を通じて、医学的検査を受けることで不利益がないように支援しなければならない。

■別表 1：事業所の段階的範囲（第 5 条関連）

1. 常時 300 人以上の労働者を使用する事業所と国家及び地方自治体：法施行後 1 年を経過した日（2009.4.11）
2. 常時 100 人以上 300 人未満の労働者を使用する事業所：法施行後 3 年を経過した日（2011.4.11）
3. 常時 30 人以上 100 人未満の労働者を使用する事業所：法施行後 5 年を経過した日（2013.4.11）